

大学生の皆さん 悪質商法 に気をつけてください！

言葉たくみに誘ったり、ウソの説明をして高額な商品やサービスを買わせることです！

ダメされません！

「悪質商法被害は自分とは関係ない」「私は大丈夫」と思っていませんか？

若者を狙った悪質業者は、あの手この手で近づいていますので、ご注意ください！

困ったことがあれば、お住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう！

若い方を狙う悪質商法の多い手口です

Case1 アポイントメントセールス

販売の目的を隠して、喫茶店や営業所などに呼出して、契約しないと帰れない状況にして高額な契約を結ばせる商法です。就職活動のための講座やデートのつもりなどで行ったのに、高額商品を買わされるというケースもあるので注意してください。

SNSを悪用したトラブルが増えています！

SNSを悪用して接近して、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。知り合った相手のことを全てうのみにしない！



Case2 マルチ商法

「友達や後輩を紹介すれば、毎月マージンが入る」「必ず儲かる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させて、次々に加入者を増やしていく商法です。勧誘時の成功話とは違って、売れない商品を抱え込んだり、商品を購入するためのローンが残る場合が多く、勧誘した人（友人など）とのトラブルにつながる可能性があります。



Case3 架空請求

パソコンや携帯電話のアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約が示されておらず、年齢確認ボタンなどをクリックした途端「登録完了。入会金9万円。3日以内に入金してください。」などと表示して、高額な料金を請求する商法です。

相手の連絡先が分かっても連絡しない！連絡すると個人情報伝わり、さらに狙われます。迷惑メールが届いても徹底的に無視！

メールアドレスを変更するのも対策のひとつです。

「連絡がなければ法的措置をとります」などのおどし文句にダマされないように！請求画面などが消えない場合は、PCの復元機能を用いる方法がありますので、IPA独立行政法人情報処理推進機構に相談してください。 <http://www.ipa.go.jp/security/>



Case4 キャッチセールス

路上で「無料体験」「アンケート調査」「芸能界に…」「モデルに…」などと呼び止めて、嘘の説明をしたり、しつこく勧誘して、事務所などに連れて行き不安をあおったり、帰れない状況にして商品などを契約させる商法です。登録料や高額な美容器、化粧品などを購入させるケースもあるので注意してください。また、高額なエステや養成スクールなどに通わせることもあるので気をつけましょう。

安易に個人情報を教えない！

安易に信用せずに家族や友達にも意見を聞き、慎重に対応！



みんなやっている！

就活に有利！

学生ローンを使えば！

今だけ！

無料です！

紹介料払います！

あなただけ特別！

必ずもうかる！

芸能界！ モデル！

ありませんよ！
「ウマイ話」

信じてしまうと 悪質業者の 思うまま！！



契約の基礎知識を知っていますか・・・



契約とは・・・

法的な拘束力をもつ約束のことです。商品の売買は「買います」という申込みの意思と「売ります」という承諾の意思、この2つが合致すれば、口頭でも契約は成立します。

日常生活は契約で成り立っていると言っても過言ではありません。（電話、買い物、電気、水道など）

・いったん成立した契約は、原則として一方的にやめることはできません。

・契約書は契約の内容を確認するために作成されるものです。

後で「言った・言わない」の争いを避けるための証拠にもなります。

契約

クーリングオフとは・・・

訪問販売や路上でのキャッチセールなどで不意打ち的な勧誘を受け、断れ切れずに契約してしまったような場合など、考え直した結果、必要ない契約だと思った時に無条件で契約を解除できる制度（適用対象外の契約もあります）です。ただし、契約を解除できる期間は一定期間（8日間※例外あり）に限られています。契約を解除した場合は契約がなかったことになり、事業者は受領した代金の返金義務があります。また、受け取った商品などがあれば返還しなければなりません。（返送料は事業者が負担）

クーリングオフの手順

- ① 記入例を参考にハガキに必要事項を記入してください。
- ② 記入したハガキは両面コピーして、コピーしたものは自分で保管してください。
- ③ ハガキを出した証拠を残すために、郵便局の窓口から簡易書留または特定記録郵便で出してください。



※クーリングオフの適用対象の確認やハガキの記入方法は、お住まいの地域にある消費生活センターにご相談ください。

クーリングオフはがき <記 入 例>

	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇株式会社 代表者様						

(※)
クレジット払いの契約をした場合は、
クレジット会社と販売会社の両方に
クーリングオフはがきを同時に出す。

契約解除通知	
契 約 日	平成○年○月○日
商 品 名	□□□□□□□□□□
金 額	○○○○円
販売会社名	□□□□□□株式会社
担当者名	□□□□□□□□

右記契約を解除します。

なお、支払った○○○○円を返金してください。

商品は至急引き取ってください。

平成○年○月○日

東京都日野市□□町○○番地

□□□□□□

● はがきを出す日

●自分の住所と氏名



クーリングオフができる期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステティックサロン、語学教室、パソコン教室など）	8日間
業務提供誘因販売取引（内職、モニター商法）	20日間
訪問購入	8日間

※クーリングオフできない場合がありますので、ご相談ください。

消費生活センターは区市町村の行政部門ですので、
相談は無料で秘密は厳守されます。

消費生活にかかわる契約上のトラブルなど、
専門の相談員がお受けして問題解決の方法を探します。

お気軽にご相談ください。

「困ったとき」は、お住まいの地域にある消費生活相談室（消費生活センター）に
相談してください。（在住・在勤・在学のいずれかに該当する相談窓口で相談可）

※相談する日時は事前に確認してください。

お住まいの地域にある消費生活センターの連絡先は

「[こちらのアドレス](#)」から確認できます。

国民生活センター 都道府県別一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

